

## 公立病院改革プランの概要

団 体 名		熊本県上天草市					
プ ラ ン の 名 称		上天草市立上天草総合病院改革プラン					
策 定 日		平成 21年 3月 16日					
対 象 期 間		平成 21年度 ~ 平成 23年度					
病院の現状	病 院 名	上天草市立上天草総合病院					
	所 在 地	熊本県上天草市龍ヶ岳町高戸1419番地19					
	病 床 数	195床(一般病床149床・療養病床46床)					
	診 療 科 目	内科・呼吸器内科・循環器内科・消化器内科・代謝内科・外科・消化器外科・肛門外科 整形外科・精神科・アレルギー科・小児科・皮膚科・泌尿器科・産婦人科・眼科 耳鼻いんこう科・リハビリテーション科・放射線科・麻酔科・歯科・歯科口腔外科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		<p>当病院は平成19年4月1日に地方公営企業法の全部適用を受け、平成19～23年度を計画とする「上天草市立上天草総合病院健全化計画」に基づき運営を行なっており公立病院として下記の役割を果たしていく。</p> <p>上天草地域唯一の救急告示病院として1次医療から2次医療の役割を担う。 へき地拠点病院として、周辺診療所へ医師の派遣を行う。 災害拠点病院として上天草地域の災害医療の中核的役割を担う。 周産期医療及び小児医療の分野を担う。 付属の老健施設、訪問看護ステーション等と連携し地域包括ケアシステムを担う。 (市民の疾病予防、集団検診、健康相談、健康講座等の保健衛生活動を行う。)</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		<p>病院(教良木診療所含む)の建設改良に要する経費の1/2(起債分除く) 病院事業債(教良木診療所含む)元利償還金の2/3(ただし、平成15年度以降分は1/2) 救急医療の確保に要する経費(医師等の待機に要する経費及び空床に要する経費) 医師看護師等の研修経費の1/2 看護専門学校の運営に要する経費(看護専門学校の経費 - 看護専門学校収入) 保健衛生行政事務に要する経費(集団検診医療相談等に要した経費 - 健康管理センター収入) 病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費(当該年度4月1日現在職員の共済追加費用の負担額の1/2) 診療所の運営に要する経費(診療所の運営経費 - 診療所収入) 周産期・小児・リハビリテーション医療に要する経費(周産期・小児・リハビリテーション医療の経費 - 周産期・小児・リハビリテーション医療収入)</p>					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	102.1	101.9	102.2	102.4	102.4	
	職員給与費比率	62.4	65.2	64.8	64.3	64.3	
	委託費比率	2.8	2.9	3	3	3	
	給与費 + 委託費	65.2	68.1	67.8	67.3	67.3	
	病床利用率(一般病床)	92.6	93.9	93.9	93.9	93.9	
	平均在院日数	21.5	21	20.5	20	20	
	一日平均患者数(入院)	174.6	180	182.5	182.5	182.5	
	一日平均患者数(外来)	477.9	500.0	500.0	500.0	500.0	
	患者1人1日当たり診療収入(入院)	23,553	24,798	25,194	25,597	26,007	
	患者1人1日当たり診療収入(外来)	6,601	6,717	6,824	6,933	7,044	
	不良債務比率	8.1	4.5	1.0	0.0	0.0	
上記目標数値設定の考え方		平成19年度黒字達成 任意項目としては、医療提供の内容を反映し患者単価に直接結びつく指標を選択した。					

				団体名 (病院名)	上天草市立上天草総合病院		
公立病院としての医療機能に係る数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
救急患者数		6,511	6,576	6,641	6,707	6,774	
へき地診療所への派遣		212	212	212	212	212	延人数
紹介率		18.8	19.8	20.8	21.8	22.8	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	BSCの導入(平成21年度より) 新会計準則の導入(平成21年度より) 人事考課による昇給、昇格制度の導入(平成21年度より試行)				
		事業規模・形態の見直し	平成19年4月1日より地方公営企業法の全部適用へ移行した。 平成19年3月に採算性を考慮し小児病棟(喘息センター)を廃止した。				
		経費削減・抑制対策	薬品等の共同購入の検討(平成21年度中に結論を得る) 一般競争入札制度の導入(平成21年度より試行) 平成18年度に5名を市長部局へ人事異動を行い年間1,800万円の経費削減となっている、また、平成19年度より医療従事者の退職者3名を不補充とし年間1,804万円の経費削減となっており引き続き実施していく。 公的資金補償金免除繰上償還の実現(平成19年度借換を実施し、年間13,000千円の利息軽減。本年度は1,449,823千円の繰上償還予定) 医事給食部門等の委託検討(平成21年度より検討開始)				
		収入増加・確保対策	インターネット求人などを活用し引き続き医師等の確保を図る。(本年度、泌尿器科医、外科医を各1名確保) 医療未収金の電話・訪問催告をこれまで以上に強化し増収を図る。(目標前年度比5%増) 地域の開業医との意見交換会を定期的に開催し、診療に対する意見交換を活発に行う。(平成20年度より) 診療報酬請求漏れを防止するため、院内研修の強化を図る。また、新オーダリングシステムの導入により様々なチェック機能を有しておりシステムの有効活用を図る。(平成20年度より)				
		その他	昨年に引き続き患者満足度アンケートを実施し患者の意見を集約し患者満足度を向上する。また、その結果を公表する。(実施中) 接遇の向上のための研修会の充実を図る。(実施中) 病院機能評価を定期的を受審し、改善すべき点をより客観的に把握し、効果的な医療サービスの向上に努める。				
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	88.3%	18年度	90.2%	19年度	91.1%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	病床利用率は、平成17年度88.3%から平成19年度92.6%と増加している。また、平成19年2月より看護基準10:1を取得し平均在院日数21日を堅持している。今後も病床利用率は93%程度を見込んでおり病床数の削減は考慮していない。 なお、療養型病床については天草地域で過剰な状況であり、今後の動向を見ながら検討していきたい。  施設の増改築計画はない。					

団体名 (病院名)	上天草市立上天草総合病院
--------------	--------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当病院が所在する天草医療圏には次の5つの医療機関が開設されている。 上天草総合病院(上天草市195床)、牛深市民病院(天草市150床)、河浦病院(天草市99床)、新和病院(天草市40床)、栖本病院(天草市70床)、天草中央総合病院(天草市174床) また、公的病院として次の医療機関が開設されている。 苓北医師会病院(苓北町60床)、天草地域医療センター(天草市200床)、済生会みすみ病院(宇城市、140床)	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	第5次天草地域保健医療計画には、次のように計画されている。 医療資源の乏しい地区の医療を公立病院が担ってきましたが、公的医療機関の役割の見直しと再編が課題。 無医療地区や島しょ、へき地をかかえており、交通の便の悪い地域の日常診療、休日夜間の診療、救急患者の診療、搬送体制の整備が必要。 地域全体を見ると、慢性的な医師不足状況にあり、今後の人口減少、過疎化、高齢化の進展に備えた中・長期的な医師確保が必要。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること	<時期> 平成21年4月1日	<内容> 平成20年度より教良木診療所に毎日医師を派遣しているが、平成21年4月1日より付属診療所として経営統合を行うこととしている。 二次医療圏内での再編ネットワーク化については、市長部局と協議の上、平成21年度より熊本県及び天草市と協議を行なっていく。
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所にて☑を記入)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所にて☑を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成19年4月1日 地方公営企業法の全部適用	<内容> 平成18年10月に上天草総合病院運営審議会の答申により、平成19年4月に地方公営企業法の全部適用を受け、経営健全化に取り組んできて、平成3年病院移転後初の黒字決算となった。 また、病院運営審議会の答申において経営改善が出来ないと判断した場合は、経営形態等について再検討することになっており、これに従い経営形態を見直していく。
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	現在上天草総合病院運営審議会をにおいて、経営健全化の進捗状況等を報告し、経営状況の検証を行なっているところであり、今回のプランについても同審議会において点検・評価を行ない、市のホームページ及び広報誌にて結果を公表を行う。 【委員の構成】 市議会議員・区長連合会長・婦人会連絡協議会会長、老人クラブ連合会会長、民生委員児童委員協議会連合会長、地域審議会委員、開業医(2名)、商工会代表、教良木地区区長代表、総務部長、健康福祉部長、経営コンサルタント	
	点検・評価の時期(毎年 月 頃等)	毎年7月、2月頃を予定	
その他特記事項			

(別紙)

団体名 (病院名)	上天草市立上天草総合病院
--------------	--------------

## 1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

年度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
		区分					
収	1. 医 業 収 益 a	2,411	2,552	2,614	2,662	2,713	2,743
	(1) 料 金 収 入	2,211	2,334	2,426	2,477	2,528	2,558
	(2) そ の 他	200	218	188	185	185	185
	うち他会計負担金	25	25	25	25	25	25
	2. 医 業 外 収 益	602	554	581	567	561	562
	(1) 他会計負担金・補助金	144	159	125	125	125	125
	(2) 国 ( 県 ) 補 助 金	42	19	20	37	36	37
	(3) そ の 他	416	376	436	405	400	400
	経 常 収 益 (A)	3,013	3,106	3,195	3,229	3,274	3,305
	入	1. 医 業 費 用 b	2,430	2,467	2,592	2,662	2,695
(1) 職 員 給 与 費 c		1,603	1,593	1,705	1,725	1,745	1,765
(2) 材 料 費		454	471	488	498	508	510
(3) 経 費		197	262	234	253	256	260
(4) 減 価 償 却 費		106	99	91	106	106	106
(5) そ の 他		70	42	74	80	80	80
2. 医 業 外 費 用		599	575	544	497	502	507
(1) 支 払 利 息		141	138	110	56	53	49
(2) そ の 他		458	437	434	441	449	458
経 常 費 用 (B)		3,029	3,042	3,136	3,159	3,197	3,228
経 常 損 益 (A) - (B) (C)		-16	64	59	70	77	77
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)	8	0				
	2. 特 別 損 失 (E)	1	0	3	1	1	1
	特別損益 (D) - (E) (F)	7	0	-3	-1	-1	-1
純 損 益 (C) + (F)		-9	64	56	69	76	76
累 積 欠 損 金 (G)		2,021	1,957	1,901	1,832	1,756	1,680
不良債務	流 動 資 産 (ア)	623	624	669	714	759	804
	流 動 負 債 (イ)	923	831	786	741	557	467
	うち一時借入金	680	600	500	420	340	260
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等償で未借入又は未発行の額 (I)	0	0	0	0	0	0
差引 不良債務 (オ)	300	207	117	27	202	337	
{(イ)-(I)} - {(ア)-(ウ)}							
単 年 度 資 金 不 足 額 ( )		35	93	90	90	229	135
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$		99.5	102.1	101.9	102.2	102.4	102.4
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$		12.4	8.1	4.5	1.0	-7.4	-12.3
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$		99.2	103.4	100.8	100	100.7	100.8
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$		66.5	62.4	65.2	64.8	64.3	64.3
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)		300	207	117	27	202	337
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$		12.4	8.1	4.5	1.0	-7.4	-12.3
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
病 床 利 用 率		90.2	92.6	93.9	93.9	93.9	93.9

( )N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」 - 「N - 1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」 - 「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	上天草市立上天草総合病院
--------------	--------------

## 2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度						
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	
収 入	1. 企業債	37	364	1,564	70	70	70	
	2. 他会計出資金	89	85	89	89	89	89	
	3. 他会計負担金							
	4. 他会計借入金							
	5. 他会計補助金							
	6. 国(県)補助金	3	25	10	3	3	3	
	7. その他							
	収入計(a)	129	474	1,663	162	162	162	
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額(b)	0	0	0	0	0	0	
	前年度許可債で当年度借入分(c)	0	0	0	0	0	0	
	純計(a) - {(b) + (c)}(A)	129	474	1,663	162	162	162	
	支 出	1. 建設改良費	41	51	125	70	70	70
		2. 企業債償還金	171	512	1,633	220	234	234
		3. 他会計長期借入金返還金						
4. その他		0	1	3	3	3	3	
支出計(B)		212	564	1,761	293	307	307	
差引不足額(B) - (A)(C)		83	90	98	131	145	145	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	83	90	98	131	145	145	
	2. 利益剰余金処分量							
	3. 繰越工事資金							
	4. その他							
計(D)		83	90	98	131	145	145	
補てん財源不足額(C) - (D)(E)		0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(F)		0	0	0	0	0	0	
実質財源不足額(E) - (F)		0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

## 3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	(0) 190,544	(0) 204,547	(0) 201,000	(0) 201,000	(0) 201,000	(0) 201,000
資本的収支	(0) 89,456	(0) 85,453	(0) 89,000	(0) 89,000	(0) 89,000	(0) 89,000
合計	(0) 280,000	(0) 290,000	(0) 290,000	(0) 290,000	(0) 290,000	(0) 290,000

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。